

令和7年度 公文書開示状況（令和7年6月決定分）

保健医療局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

令和7年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部署等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R7.4.21	R7.6.9	苦情処理票	2	1					1	1								(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものと認められるため(7条3号)公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため(7条6号)公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	保健医療局多摩立川保市町連携課
2	R7.4.21	R7.6.20	東京都ドクターヘリランデブーポイント一覧_2025年3月末時点	5	1														保健医療局医療政策部救災医療課	
3	R7.4.28	R7.6.24	新型コロナウイルス感染症のPCR等検査無料化事業補助金の交付決定を取り消された事業者のうち、以下の4事業者が都に提出した同事業の実施計画書と事業実績報告書 ①〇〇 ②〇〇 ③〇〇 ④〇〇	421	1					1	1	1							(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものと認められるため(7条3号)公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため(7条4号)公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	保健医療局感染対策部医療体制課
4	R7.5.14	R7.6.12	・第一種動物取扱業者登録台帳(令和7年5月15日時点で営業している施設) ・第二種動物取扱業者届出台帳(令和7年5月15日時点で営業している施設) ・第一種動物取扱業廃業届出書(令和6年5月16日から令和7年5月15日までの期間に廃止した施設) ・第二種動物飼養施設廃止届出書(令和6年5月16日から令和7年5月15日までの期間に廃止した施設) (上記文書で以下の項目がわかるもの) 事業所名称、事業所所在地、事業所電話番号、登録・許可(事業所)番号、申請者名・申請者住所(法人のみ)、申請・登録年月日、廃業届日、業務種別	1															保健医療局健康安全部動物センター	
5	R7.5.14	R7.6.13	・第一種動物取扱業者登録台帳(令和7年5月15日時点で営業している施設) ・第二種動物取扱業者届出台帳(令和7年5月15日時点で営業している施設) ・第一種動物取扱業廃業届出書(令和6年5月16日から令和7年5月15日までの期間に廃止した施設) ・第二種動物飼養施設廃止届出書(令和6年5月16日から令和7年5月15日までの期間に廃止した施設) (上記文書で以下の項目がわかるもの) 事業所名称、事業所所在地、事業所電話番号、登録・許可(事業所)番号、申請者名・申請者住所(法人のみ)、申請・登録年月日、廃業届日、業務種別	1															保健医療局健康安全部動物センター	
6	R7.5.14	R7.6.18	医療法人社団〇〇の役員変更届、総会議事録及び添付書類	59	1					1									(7条2号)個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものと認められるため	保健医療局医療政策部医療安全課
7	R7.5.20	R7.6.3	食品関係営業台帳(飲食店営業・喫茶店営業)(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所)における令和7年3月31日現在、営業の許可を受けている施設(ただし、自動車、臨時、移動、てんばら船、屋形船、行商、自動販売機、営業の種類としてのコンビニエンスストア、及び廃業は除く。)に係る①屋号、②施設所在地(ビル名を含む)③施設電話番号、④営業者氏名、⑤法人代表者名、⑥法人所在地、⑦法人電話番号、⑧業種(従業種を含む)⑨初回許可年月日及び⑩許可年月日(有効期間始期)に限る。	10	1											1			(7条6号)公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	保健医療局保健政策部保健政策課
8	R7.5.23	R7.6.3	・特定建築物台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和7年5月22日現在までに届出を確認した施設(但し、廃止した施設は除く)に係る①施設名称、②施設所在地、③所有者名、④所有者住所(ただし、③及び④は法人の場合のみ)、⑤特定用途部分の延べ建築面積、⑥特定用途及び⑦届出年月日に限る。 ・食品関係営業台帳(飲食店営業・喫茶店営業)(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所)における令和7年3月31日現在、営業の許可を受けている施設(ただし、自動車、臨時、移動、てんばら船、屋形船、行商、自動販売機、営業の種類としてのコンビニエンスストア、及び廃業は除く。)に係る①屋号、②施設所在地(ビル名を含む)③施設電話番号、④営業者氏名、⑤法人代表者名、⑥法人所在地、⑦法人電話番号、⑧業種(従業種を含む)⑨初回許可年月日及び⑩許可年月日(有効期間始期)に限る。	10	1											1			(7条6号)公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	保健医療局保健政策部保健政策課
9	R7.6.2	R7.6.6	多摩小平保健所管内における〇〇〇〇の①正式名称②当時の所在地③廃止年月日④分かる場合はカルテの引継ぎ先	1	1														保健医療局多摩小平保市町連携課	

